

令和6年12月1日採用予定

会津若松市 任期付職員 採用候補者試験

受 験 案 内

この試験で募集する任期付職員とは、会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例に基づき採用される任用期間の定めのある職員のことです。

1 第一次試験日：9月29日（日）

申込受付期間：8月1日（木）～9月9日（月）

※ 受付は8時30分から17時15分まで行います。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 郵送による申込は、9月9日（月）必着とします。

2 応募区分、所属、業務内容、勤務形態、採用人数、受験資格、任期等

(1) 応募区分、所属、業務内容、勤務形態、採用人数、任期及び受験資格

応募区分	所属	業務内容	勤務形態	採用人数	任期	受験資格
E	障がい者支援課	自立支援法及び障がい福祉サービスに係るケースワーク業務対応	週4日	1名	2年4か月	①から③のいずれにも該当する人 ①平成18年4月1日までに生まれた人 ②パソコン操作（文書作成や表計算処理など）ができる人で普通自動車運転免許を所持している人 ③以下のいずれかに該当する人 ア. 学校教育法による大学を卒業した人又は卒業見込者 イ. 社会福祉主事の任用資格を有する人又は取得見込者 ウ. 社会福祉士資格取得者又は取得見込者で福祉関係の相談業務の経験のある人
F	こども保育課	保育業務（保育士）	フルタイム	4名	1年4か月	保育士資格取得者又は取得見込者
G		児童の健康管理、怪我への対応等（看護師・保健師）	週4日	1名		以下の全てに該当する人 ①看護師資格、准看護師資格又は保健師資格を有する者又は取得見込者 ②普通自動車運転免許を所持している人

※ 受験申込の段階において、受験資格における「卒業」又は「資格保有」の要件が見込みとなっている者については、採用予定日（12月1日）時点で当該要件を満たしている必要があります。

※ 区分Eの受験資格における「社会福祉主事の任用資格を有する人」とは、社会福祉法に基づき次のいずれかに該当する方をいいます。

- ア 学校教育法に基づく大学（短期大学を含む。）において、「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」を3科目以上履修し卒業した方
- イ 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を終了した方
- ウ 社会福祉士

※ 応募区分Fの配属先は、中央保育所か広田保育所になります。

※ 応募区分Gの配属先は、広田保育所になります。

※ 応募区分F（保育士）は、別に募集する「育休任期付職員・臨時的任用職員（応募区分I：保育士）についても同時に申し込むことを認めます。その場合は、第1希望の区分において申し込みを行ってください。また、第1希望の区分について受験することにより第2希望の区分についても受験したものとみなします。

(2) 任期

- ①区分E … 令和6年12月1日～令和9年3月31日（2年4か月）
- ②区分F・G … 令和6年12月1日～令和8年3月31日（1年4か月）

(3) 勤務時間

- ①区分E・G … 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までの間で週4日
- ①区分F … 下表のいずれか

勤務の区分		勤務時間
月曜日から土曜日まで	第一勤務	午前7時から午後3時45分まで
	第二勤務	午前7時15分から午後4時まで
	第三勤務	午前7時30分から午後4時15分まで
	第四勤務	午前7時45分から午後4時30分まで
	第五勤務	午前8時から午後4時45分まで
	第六勤務	午前8時15分から午後5時まで
	第七勤務	午前8時30分から午後5時15分まで
	第八勤務	午前9時から午後5時45分まで
	第九勤務	午前9時15分から午後6時まで
	第十勤務	午前9時30分から午後6時15分まで
	第十一勤務	午前10時15分から午後7時まで
	第十二勤務	午前10時30分から午後7時15分まで

(4) 受験資格は各区分記載事項のほか、次のいずれかに該当する人（全区分共通）

- ①日本国籍を有する者
- ②出入国管理及び難民認定法別表2に掲げる在留資格をもって在留する者
- ③日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(5) 次のいずれかに該当する人は、受験できません（全区分共通）

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②会津若松市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(6) その他

- ①週4日勤務の場合、勤務する曜日は採用後に配属される職場で指定されます。
- ②原則、任用期間中に配属先の変更は行われませんが、組織の改編があった場合等には配属先が変更となる場合もあります。
- ③原則、任用期間の終了とともに退職となりますが、業務の状況によっては任期の延長（通算5年が限度）をお願いする場合もあります。
- ④この試験で、任期付職員に採用されても、会津若松市職員（任期の定めのない職員）採用に際して、いかなる優先権をも与えるものではありません。
- ⑤これまで本市で任期付職員として勤務した経験がある方や、既に勤務している方も受験できます。

⑥採用内定者については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法第66号）に基づき、本採用選考の最終合格後から採用内定前までに「保育士特定登録取消者監理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

3 給与

応募区分	区分E・G	区分F
勤務形態	週4日 週31時間勤務	週5日 フルタイム勤務
給料	135,920円～204,880円 ※学歴、職歴などにより決定	169,900円～256,100円 ※学歴、職歴などにより決定
	人事院勧告等により給与改定が行われる場合があります。	
諸手当	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当等（注）扶養手当、住居手当、退職手当等の支給はありません	期末・勤勉手当、通勤手当、時間外勤務手当、扶養手当、住居手当、退職手当等
昇給	あり（※最高号給に達するまで）	
休日	月曜日から金曜日のうち所属長が定める曜日、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）	日曜日及び4週間ごとの期間につき市長の定める4日、国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）
休憩	原則として、午後0時から午後1時まで（区分F・Gの場合、勤務時間の途中において所属長が定める60分間の時間）	
休暇等	年次有給休暇 年間16日付与 特別・介護休暇 等	年次有給休暇 年間20日付与 特別・介護休暇 等
福利厚生等	共済組合、厚生年金、雇用保険	共済組合、厚生年金
	公務上の災害は、地方公務員災害補償法により補償されます。	
その他	信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、営利企業等の従事制限等の地方公務員法の規定の適用を受けます。また、分限及び懲戒についても同様です。	

給料の目安額

応募区分	区分E・G 週4日（週31時間）	区分F 週5日（フルタイム）
高校卒業後、 すぐに採用された場合	135,920円	169,900円
大学卒業後、 すぐに採用された場合	152,720円	190,900円
大学卒業後、正規で10年 勤務後採用された場合	183,280円～	229,100円～

※勤務証明書の提出があった場合の目安となります。

4 試験の方法及び内容

試験区分	応募区分	試験種目	内容
第1次試験	区分E	教養試験 (マークシート方式)	論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な出題
	区分F (保育士)	専門試験 (マークシート方式)	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健を出題分野とする筆記試験
	区分G (看護師・保健師)	看護師適性検査	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面からみる筆記検査
	全区分 共通	作文試験	文章による表現力、構成力等についての記述試験
第2次試験	全区分 共通	個別面接試験	人物を総合的に評価する試験

※ 第1次試験ではHBの鉛筆及び消しゴムを持参してください。

5 試験期日、試験会場及び合格発表

区分	期日・時間	試験会場	合格発表
第1次試験	令和6年9月29日(日)	会津若松市役所栄町第二庁舎 会津若松市栄町5番17号	10月上旬 (予定)
	受付 9:15~9:30		
	作文試験(共通) 9:45~10:45		
	教養試験 11:00~12:00		
	専門試験 11:00~12:30		
看護師適性検査 11:00~11:50			
第2次試験	令和6年10月中旬(予定) ※平日に実施予定です	会津若松市役所 追手町第二庁舎 会津若松市追手町2番41号	10月下旬 (予定)

※ 遅刻した場合は、特別の事情がない限り、試験開始後の受験を認めません。

※ 試験会場には、自家用車の乗り入れができません。

※ 試験会場は、禁煙です。

6 受験申込方法

- (1) 「受験申込書」及び「受験票」に必要事項を記入して、会津若松市役所総務部人事課に提出してください。
 - (2) 郵便により受験申込をする場合は、封筒の表に「採用試験（任期付職員）申込」と朱書きし、「受験申込書」、「受験票」及び「84円切手を貼った返信先明記の長型3号の封筒」を同封の上、会津若松市役所総務部人事課あてに送付してください。
 - (3) 会津若松市のウェブサイトからも直接、受験の申し込みができます。詳細はウェブサイト <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/> をご覧ください。
- ※ 受験票を受領後、最近3ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm）を所定の場所に貼って、試験の当日必ず持参してください。受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。

7 合格者の採用

合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、令和6年12月1日以降順次採用します。採用候補者名簿に登載されても、欠員等の関係から採用されないこともあります。なお、受験資格を欠くことが明らかになった場合（欠格事項に該当することになった場合など）は、採用されません。また、採用候補者名簿の有効期限は1年間です。

8 その他

- (1) 本試験は、市民の方々の貴重な税金を使って実施します。試験を申し込まれた方は、必ず受験されるようお願いいたします。
- (2) 申込時等に提出された書類は、一切返却いたしません。
- (3) その他、不明な点は会津若松市役所総務部人事課に問い合わせてください。

会津若松市役所総務部人事課人事グループ
（追手町第二庁舎2階）
〒965-0873 会津若松市追手町 2番41号
TEL 0242（39）1213



<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2013060600019/>
（会津若松市公式ウェブサイト「職員採用情報」）